



府 食 第 1 0 1 号

平成 30 年 2 月 27 日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価の結果の通知について（回答）

平成 30 年 2 月 21 日付け厚生労働省発生食 0221 第 3 号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく添加物の成分規格の改正については、以下に示す理由から、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

記

β -ガラクトシダーゼ及びフルクトシルトランスフェラーゼに係る成分規格の設定については、平成 28 年 6 月 14 日付け府食第 385 号において、既に使用の認められている添加物であり、新たに成分規格を設定する場合、設定の前と比較して、添加物の品質がより確保されることから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられるとしている。

今般、 β -ガラクトシダーゼ及びフルクトシルトランスフェラーゼの成分規格中の定義において、本品を得るための培養物として、それぞれ酵母「*Cryptococcus laurentii*」の培養物及び糸状菌「*Aureobasidium* 属」の培養物を追加することについては、既に添加物として使用されている範囲内での規格の変更であり、現在の流通状況と比べ、リスク管理措置を緩和する性質のものではない。したがって、平成 28 年 6 月 14 日付け府食第 385 号における判断と同様、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。